

令和3年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

令和3年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和3年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 期末手当の額は、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号。以下「給与条例」という。）第23条第3項及び第4項に規定する期末手当基礎額に100分の120（給与条例別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（次項に規定する職員を除く。）にあっては、100分の90）を乗じて得た額に、令和3年6月1日以前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の62.5」とする。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年6月1日から適用する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

令和3年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当について定めるものである。